

# 令和元年度警告シールの試行実施結果及び 令和2年度の実施について

さいたま市

## 経緯

電柱等へのはり紙やはり札等はさいたま市屋外広告物条例に違反しており、除却をしているが、すぐに同じ場所に掲出され、実質的な解決には至っていないため、除却以外の取組も必要となった。

## 目的

警告シールを貼り付けることにより、広く事業者及び市民に違反を認識してもらい、掲出者による自主除却・再発防止効果を目指す。



【貼付イメージ】

## 実施概要(令和元年度)

- ・ 連絡先の書いてないものを対象に貼り付ける。
- ・ 9月の屋外広告物適正化キャンペーンから令和元年度末まで試行実施。警告シールを貼り付けてから、約1か月半後にシールが残っていれば、違反広告物ごと除却する。

## 実施結果(令和元年度)

【期間：令和元年9月～令和2年1月】

警告シール貼付け	自主除却	再発(再掲出)
426件	317件	85件

割合

74%

27%

※再発防止の割合は73%

警告シールを貼り付けた  
広告物は全て不動産案内

一定の自主除却及び再発防止の効果があった。

## インターネット市民意識調査の結果

【期間：令和2年2月1日～2月5日】

Q この写真のような案内が違反広告物であると知っていましたか。

- 選択肢 ①知っていた  
②知らなかった

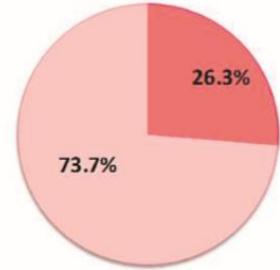
結果 知らなかった人が73.7%



さいたま市屋外広告物条例に違反している事実を周知する必要がある。



■知っていた ■知らなかった



(対象数 1,000人)

さいたま市では、是正指導の一環として、令和2年度も警告シールの実施を継続

## 令和2年度の実施(予定)

- 7月
  - ・対象エリアの選定
- 9月
  - ・違反広告物の現地確認
  - ・警告シールの貼付け
  - ・違反広告物の掲出者を特定
- 10月
  - ・掲出者に対し、**違反している旨の文書を送付**  
⇒掲出者からの連絡により、是正状況確認  
⇒連絡がない場合は、電話連絡し、是正状況確認
- 11月
  - ・警告シールを貼り付けた違反広告物の状況確認
  - ・残っている違反広告物の除却